

入札心得

(執行について)

- (1) 入札人は、入札説明書、仕様書及び関係書類を熟覧のうえ所定の入札書により入札してください。
- (2) 入札人は、福山市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ入札してください。
- (3) 入札人は、指定した時間及び場所に出席してください。なお、入札時刻に遅れた場合は、棄権とみなして処理しますから時間を厳守してください。
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とします。
- (5) 入札において、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (6) 入札には、入札人1人でもって入札してください。
- (7) 執行中は、私語をつつしみ、又喫煙は御遠慮ください。

(入札書について)

- (1) 入札書は、所定の様式とし、封筒にいれ、日付、住所、商号又は名称、名前を記入して、担当職員の指示により提出してください。
- (2) 入札書への記入事項は、所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉でしてください。
- (3) 参加資格本人又は、届出済の代理人以外の者が代理人として入札する場合は、必ず代理権限を証する委任状を持参してください。
- (4) 入札人は、提出した入札書の引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。
- (5) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (6) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。

(例 ￥123,000)

(無効入札について)

次のような場合に該当する入札は、無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができません。

- (1) 参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (3) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (5) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (6) 入札書に記名押印がなかったとき。
- (7) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (8) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (11) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (12) 規則又は特に指定した事項に違反したとき。